

「望まない受動喫煙」を防止するためさらなる分煙環境整備促進を求める意見書

2018年7月に、たばこの「吸える場所、吸えない場所」を明らかにし、「望まない受動喫煙」の防止を図るため、健康増進法の一部を改正する法律が公布され、2019年7月1日には第一種施設を対象にした一部施行が行われた。

第一種施設である行政庁舎については、「原則敷地内禁煙。ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができる」とされたが、一部の庁舎では屋外喫煙場所が撤去され、敷地内全面禁煙となっている。

そのため、喫煙する来庁者や職員は、近隣施設の喫煙場所に集中しての喫煙や路上での喫煙を余儀なくされており、かえって「望まない受動喫煙」を誘発する状況になっている。

また、2020年4月1日から全面施行となったが、飲食業や宿泊業等のサービス業においての設置要件を満たす喫煙場所の設置は、高額な費用が発生することから実現は困難であり、喫煙場所の撤去・縮小が予測される。そのため、これまで以上に「望まない受動喫煙」が誘発されるばかりでなく、ポイ捨てや喫煙ルール無視の増加が危惧される。

昨年12月に与党が取りまとめた「令和2年度税制改正大綱」において、「望まない受動喫煙対策や今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促すこととする」とされた。

加えて、総務省が本年1月に発出した自治税務局事務連絡「令和2年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」では、「改正健康増進法も踏まえ、望まない受動喫煙を防止するためには、公共施設における分煙環境の整備や、駅前・商店街などの場所における屋外分煙施設の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の安定的な確保にも資すると見込まれる」と記載されているが、残念ながら分煙環境の整備は遅々として進まないのが現状である。

そのため、分煙環境の整備が、上記のような効果に加え、街でのポイ捨てや歩きたばこの減少による行政や商店街等が取り組む環境美化の促進に寄与すること、また、事業者にも更なる支援を行い喫煙場所の設置や排気設備の更新を進めることが、無用なトラブルを減少させ、改正健康増進法のめざす「望まない受動喫煙の防止」に寄与することになると考える。

よって、国におかれては、望まない受動喫煙を防止し、喫煙者と非喫煙者が共生できる社会を実現するため、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 第一種施設敷地内での屋外喫煙場所の設置を積極的にすすめること。
- 2 事業者が喫煙場所の設置や排気設備の更新を進めるための支援を拡充すること。
- 3 喫煙者が負担するたばこ税を活用した、分煙環境整備を促進する全国的な制度を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月15日

熊本県議会議長 池田和貴

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	菅義偉様
総務大臣	武田良太様
財務大臣	麻生太郎様
厚生労働大臣	田村憲久様
農林水産大臣	野上浩太郎様
内閣官房長官	加藤勝信様